

## 高田和幸議員に対する辞職勧告決議

御前崎市議会は、これまでの高田和幸議員の一連の行動を、議会の品位と権威を傷つけるとともに御前崎市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させるものであるとして、令和7年2月議会で「問責決議」、令和7年6月議会で「御前崎市議会議員政治倫理規程第10条第2項の措置に関する決議」、及び「議員辞職勧告決議」を可決しているが、高田議員は、こうした御前崎市議会の意思決定を軽視し、全く反省の姿勢を示していない。それどころか、自身のブログで公然と御前崎市議会を批判している。

また、御前崎市議会政治倫理審査委員会から令和7年9月5日付で議長へ提出された審査結果報告書によれば、あらためて高田議員による以下の行動が御前崎市議会議員政治倫理規程第3条の政治倫理基準に違反するものと認定された。

- ① 政治倫理審査委員会結果報告書に対する自身の弁明書の中に、秘密会の議事に関する内容を記載し、これを本会議場で読み上げたこと。
- ② 高田議員の発言の真偽を確認するための調査が実施された際、自ら名乗り出ようとした職員の口止めをして、政治倫理審査委員会の審査を妨害したこと。
- ③ 令和7年6月13日の本会議終了後、議場において特定の職員にハラスメント行為を行ったこと。
- ④ 御前崎市政を批判するチラシを町内会の回覧文書として地域住民に回覧したこと。
- ⑤ 政治倫理審査委員会における事情聴取の際、一切の証言を拒否したうえ、手提げバッグを机に叩きつけるようにして退席したこと。

なお、同報告書の最後には、高田議員に対し「議員辞職勧告」の措置を講ずるよう求めるとの付帯意見が添えられている。

高田議員に対する措置については、議長から諮問を受けた議会運営委員会において協議され、公平かつ慎重なる審査を行った御前崎市議会政治倫理審査委員会の審査結果及び付帯意見を尊重することが確認されている。

高田議員は、これまでも「表現の自由」、「発言の自由」などと言って、自分に都合の良いように事実を歪曲して発言しており、こうした言動が、同僚議員をはじめ市職員、町内会役員や地域住民にまで迷惑を掛けていることを自覚し反省すべきである。

自らの権利を振りかざし、他人の意見や忠告には耳を貸そうとしない高田議員の政治姿勢は、市民の代表者たる市議会議員の本質から著しく逸脱しており、これを御前崎市議会としては断じて許すわけにはいかない。

よって、御前崎市議会は、高田和幸議員に対し、自らの意思により速やかに議員辞職することを、あらためて強く勧告するものである。

以上、決議する。

令和7年9月30日

御前崎市議会